

常任委員会 所管事務調査

総務常任委員会

総合計画、財政、自治振興、危機管理等に関わる委員会です。

5月14日に委員会を開催し、所管事務調査1件、報告4件について執行部に資料の提出と説明を求め、質疑等を通して調査を行いました。また、現地調査もあわせて行いました。

（株）あいコムこうが長期貸付金にかかると返済条件の変更条件変更の内容

市からの貸付金7億4千万円のうち、平成26年4月4日に貸し付けを行った2億円について、初還元金償還期日の平成31年4月4日を同一年度内の令和元年11月25日に変更するもの。なお、次年度以降についても同様とする。



●市の方針
（株）あいコムこうがの経営の安定化と、今後の貸付金の確実な返済履行等を熟慮し、やむを得ず、返済条件を変更することとした。

Q 今回の変更は、平成26年に貸付された2億円が対象か。
A 今回の変更はこの1件のみ。
Q 決定後の報告であるが、本来な

らもっと早く報告すべき。

A 4月4日の期限までに報告することが望ましいが、決算の見通しが立つのが3月頃であり、正式に申し出されたのが3月である。今回事後であるが報告した。

Q 市に申し出すれば、延ばしてもらえないという甘い考えがあったのなら、これから大変であると思う。責任ある経営をされるよう指導を。
A 安易に延伸が無いよう、しっかりと指導する。



経営の安定に努める
あいコムこうが



厚生文教常任委員会

市民の生活と福祉、文化やスポーツ、教育に関わる委員会です。

5月22日に委員会を開催し、岩上保育園及び甲南西保育園の低年齢児用仮設園舎について所管事務調査（現地視察）を行いました。また、甲賀市医療政策ビジョンの策定状況等について報告がありました。

岩上保育園及び甲南西保育園の低年齢児用仮設園舎



岩上保育園視察

甲賀市医療政策ビジョンの策定状況について

甲賀市医療政策ビジョンは、昨年4月に素案をまとめ、これを叩き台として具体化に向けた調整を進めてきたが、この間に生じた外部要因や諸情勢の変化による当市への影響を踏まえ再考を行うもの。

小児科医不足や働き方改革に伴う医師の労働時間制限、小児医療の高度化などを背景に、小児救急

医療体制の維持が極めて困難なことから、国や小児科学会の指針に基づき小児救急医療体制の再編方針（ブロック化）が県から提示。



Q 小児救急はブロック化でどういった影響がでるのか。
A 小児科医が基幹小児救急医療機関（済生会）に集中して配置されるので、甲賀病院の小児科医が少なくなる可能性がある。

Q 甲賀病院は3名の小児科医がいて、なんとか夜間救急が対応できる状況になっていると思うが、集約されれば小児科が成り立たなくなる。市は黙っているのか。
A 県のビジョンに対し意見を伝えることはできるが、市町村の意見で動いているようなものではない。

他に質疑を重ね、市議会として県知事に意見書（10P参照）を提出するよう決定した。

常任委員会 所管事務調査

産業建設常任委員会

産業、建設、観光振興、上下水道、生活環境に関わる委員会です。

5月21日に委員会を開催し、現地3か所の所管事務調査と6件の報告を受けました。

所管事務調査(現地)



建築中の信楽伝統産業会館

近江鉄道線活性化再生協議会の進捗
昨年度に協議会を3回実施し、その中で住民の移動手段として「鉄道の存続」が望ましいことが確認されたが、5月9日の会議では、今後のあり方検討の重要な判断材料となる「検討調査業務(県発注)」の内容が報告されたため、沿線各市町とも報告書の内容について精査し、7月上旬を目処に「基本的な方向性」を検討していく。

調査報告書の内容

①近江鉄道の現状と将来分析・収支状況②バスやBRTへ転換する場合の費用③鉄道を存続する場合④検討調査結果による考察の調査が報告がされ、受注者の(一社)地域公共交通研究所による考察では「公有民営の上下分離方式への移行が望ましい」としている。

※バス・ラピッド・トランジット(BRT)とは、バスを基盤とした大量輸送システムである。日本語ではバス高速輸送システムとも呼ばれる。



Q 近江鉄道の経営努力はどうか。

A 駅を2駅増やすなど旅客人員の増加につながる取り組みを実施。

Q 沿線市町の現在の負担率で甲賀市の11%の根拠は。

A 均等割、駅数割、営業キロ、財政力指数、人口割り等を加味して決定。本市は旧水口町、信楽町の2町の負担割合を合算したものの。

開票事務不正調査特別委員会

4月25日に委員会を開催し、検察庁の処分及び市の懲戒処分について、3月以降の関連事案の動き、弁護士3名による関係職員への聞き取り調査報告書の開示について調査・協議を行いました。

2017年10月の衆議院選滋賀4区の開票作業で、選挙管理委員会事務局の幹部職員らが投票総数と開票数の差を取り繕うため未使用の投票用紙を使用して白票を水増し。さらに、開票確定後の撤収作業中に見つかった未集計の投票用紙を隠蔽するため処分をした事件は、2018年2月1日に発覚してから1年5か月あまりが経過しました。

2019年3月29日に検察は、公職選挙法違反容疑で書類送検された4名の当該職員の内2名を起訴、1名を略式起訴、1名を不起訴とし、これを受けて市は4月23日に、起訴された3名を懲戒免職、不起訴の1名を減給処分とし、さらに1名を減給処分としました。5月22日には起訴された2人の初公判が開かれ、6月17日に有罪の判決が下されました。

また、今定例会では、当該職員を懲戒処分したことを踏まえ、市長、副市長の給与減額3か月間の議案が出され可決しました。

この間、委員会として議論となっていた弁護士による職員の聞き取り調査報告書の開示を市に求め、先般その写しが議会に提出されました。

これら一連の処分により、選挙開票事務不正事件そのものに関して終結しましたが、議会として当特別委員会において、これらの処分に至った事実も踏まえて、提出された聞き取り調査報告書も見た上で事件に至った経緯などを確認し、コンプライアンスや組織風土など意識改革により再発防止につなげることへの指摘や提言、市民への説明責任を果たして行きます。